

令和4年度北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和4年3月14日

市長決裁

1 目的

障がい者が自立し、安定した地域生活を送るためには、障がい者の雇用を促進するとともに、障がい者が就労する施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注を確保し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)」(以下「法」という。)に基づき、北広島市の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針(以下「調達方針」という。)を定めることにより、障害者就労施設等からの物品等に対する需要の増進及び障がい者の雇用の促進を図り、もって障がい者が自立し、安定した地域生活の実現に寄与することを目的とするものである。

2 適用範囲

この方針は、北広島市の全ての組織を適用範囲とする。

3 調達に当たっての基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく、可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、北広島市の各種施策(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づいて設置されたシルバー人材センター、地元の中小企業等に配慮すること。)との調和を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行等に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に基づく随意契約制度の活用を努めるものとする。

4 調達の対象とする障害者就労施設等

調達方針において北広島市が調達の対象とする障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって北広島市内等に所在する施設等とする。

(1) 法第2条第2項第1号に規定する施設

ア 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)

イ 地域活動支援センター(障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。)

ウ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設(当該障害福祉サービスのうち生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う

施設に限る。)

(2) 法 2 条第 2 項第 2 号に規定する施設

北広島市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱(平成 20 年 4 月 1 日市長決裁)第 5 条第 1 項第 4 号に該当して同要綱に基づく補助金の交付を受けている施設

(3) 法 2 条第 2 項第 3 号に規定する事業所のうち次に掲げるもの

ア 特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所をいう。)

イ 重度障害者多数雇用事業所(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成 25 年政令第 22 号)第 1 条第 2 号ロ及びハの要件を満たす事業所をいう。)

(4) 障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者

(5) 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

5 令和 4 年度の調達の目標

令和 4 年度の調達目標は、令和 3 年度調達実績見込を踏まえ、**4,808 千円**とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、各部署に情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定したときは、市のホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、年度終了後に概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部福祉課とする。